

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

上尾環状線	路線名
上尾市小泉五丁目二〇一番地先から 同市小泉九丁目二七番三六地先まで	供用開始の区間
平成二十九年一月二十日	供用開始の期日
延長七八二・七二メートル	備考